

第4回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成30年1月16日（火） 14時～16時

【場 所】 甲賀市役所 4階 402会議室

○出席者

委 員：15名（委員総数15名）

安達委員、池田委員、澤委員、中川委員、中島委員、西村委員、波多野委員、本馬委員、水上委員、森地委員、藪下委員、吉田委員、神山委員、中沢委員、秀熊委員

事務局：野尻、岡田、清水、伊藤、福田

傍聴者：なし

○議 題

1. あいさつ
2. 第3回会議録の確認について
3. 平成30年度からの19の地域市民センターで行う業務・体制について
4. 自治振興交付金について
5. その他

1 あいさつ

○中川委員長

近況報告を兼ねてごあいさつ申し上げます。

甲賀市におかれては、合併後大変努力を重ねてこられて住民自治を実体化させて、団体自治と連携しながらしっかりと甲賀市をつくっていきこうという設計のもとに動いてきていると思います。

内閣府や総務省が注目している、自治体がイニシアチブを発揮してつくりあげた全国ネットの小規模多機能自治ネットワーク会議は、現在加盟団体が300自治体になり、全国をブロックに分けて会議が開催されています。1月31日に近畿ブロック会議が開催される予定ですが、私は、中国・四国ブロック会議に行ってきました。

私がかつてお世話をした真庭市、廿日市市、岡山市の方々、皆さん大変ご苦労されています。同じ市という名前がついていても地域事情に大きな格差があり、どうコントロールすればいいか悩んでおられます。私は、それはローカルルールをつくるしかないと申しあげました。過疎地域で頑張っているところと、交通至便な中心市街地の問題を同じように論じてはいけないと思います。

もう一つ、全体の説明をされる資料のなかで、ゼロ段階の、みんなが出会って意見を戦わせる段階から、「第1段階では、組織をつくろうと合意ができて、そして第2段階で役員が決まって、第3段階になって具体的な事業が始まって、第4段階になると

事業が拡大したり、法人格を模索する」という右肩上がりの発展形を示すことはやめたほうが良いと申しあげました。いきなり理想を示されたら、困難なところは絶望感をもちます。

それよりも、横軸に自治力が強くてしっかりしているところと、人口も少なくても自治力が弱いところ、縦軸に課題が山積して困難に見舞われていて災害が来たらひとたまりもない怖いところと、反対に今までそんなに苦しい思いをしなかったし今でも安心していられるところ、のように縦と横に切ると、4つのゾーンに分けられます。その中で重点的に力を入れて、担当職員が配置について掘り起こしていくべきなのは、自治力も弱くて課題が山積しているところです。自治力が強くて課題もあまりなくて、余った金をレクリエーションに使えるようなところは、仕事の棚卸しをして、もっと再生産に役に立つ事業をやってもらうべきだし、モデル地区を目指してもらったらどうか。

アドバイス、リードする方向性が全く違うのです。片一方はモデル地区、片一方は重点的掘り起こし地区。問題もあるけれど自治力は強いところ、課題は少なくても自治力が弱いところ、それが両極にあるのです。課題が少ないと思っても実は見えていないのかもしれないし、課題があるけれど自治力も強いので何とか太刀打ちしているところは、自分たちの組織の伝統性にこだわって隠れた課題を掘り返せていないかもしれない。そのパターン分析をする時期が来ているのではないかという話をしました。これからの支援体制のあり方を考えていく必要があるのではないかと痛感した次第です。

この甲賀でも前回の会議のときにそれを思い知らされたなと思ったので、そういうところにうまく血が通うような制度設計を皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。今日もそれに近い話が出ると思いますが、よろしくお願ひします。

2 第3回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

まず「第3回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」です。

ご自分の発言箇所について、お気づきの点がありましたら、22日までに事務局へお願ひします。事務局で修正したのち第3回会議録をホームページに公表することといたします。

—— 全員了承 ——

3 平成30年度からの19の地域市民センターで行う業務・体制について

○中川委員長

次に、「平成30年度からの19の地域市民センターで行う業務・体制について」で

す。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

資料1「平成30年度からの地域市民センターで行う業務・体制について(素案)」の説明

○中川委員長

ご質問を賜りたいと思います。

○藪下委員

2番の①の最後に「公募による採用も予定」とありますが、公募は学区内の人というより市民を対象にした公募ですか。

○事務局

市民も含めて市外の方も対象になります。現在の地域支援補助員と同じような形ですが、より地域支援に意欲のある方をハローワークを通じて募集します。

○吉田委員

23地域市民センターに配置というのは、地域市民センターの数に応じてという形ですか、それとも概ね自治振興会というなら、その範囲を教えてください。

○事務局

30年4月からの導入については、学区の数ではなく、現在の地域市民センターに1人ずつで23と考えています。

○水上委員

2番の④「自治振興会支援アドバイザー委託する」は、地域市民センターの職員や振興会の役員が誰にアドバイスを受けるのですか。そういうアドバイザーがおられるのですか。その方と集落支援員はどういう関係になるのですか。

○事務局

地域の実態を調査し、その課題を自治振興会の役員さん方と共有しながら、課題解決に向けての取り組みについて話し合いをして、それぞれの自治振興会の小規模多機能自治、課題解決の取り組みを進めていただく自治振興会の支援を、地域市民センター職員が行っていますが、難しい点が出てきたときに、まちづくりの専門家に相談したり、アドバイスを受けます。アドバイザーが自治振興会に入って、役員の方へのアドバイスをすることもできる範囲で行ってみたいと思っています。

○中島委員

自治振興会の会議や事業実施は、ほとんど夜とか週末になります。その会議に出席することを納得の上でやってもらえますか。

○事務局

これから募集にあたって、今の地域支援補助員よりもっと積極的に会議等に出ただけは必ず伝えます。今以上に会議に出て時間を共有することは、地域を知って一緒に考えていく一歩になると思いますので、応募された方、推薦いただいた方にきちんと説明をして進めていきます。

○吉田委員

「郵送による後日交付」について詳しく教えてください。

また、地域マネージャーの雇用主は誰なのか、雇用の権限は誰が持っているのか、雇用形態を教えてください。

○事務局

郵送による後日交付ですが、申請者が19の地域市民センターに来所されたら申請書に記入いただきます。地域市民センター職員が、本人確認をし、本庁や中核の地域市民センターと連絡を取り申請されている証明書が発行できるかを確認して、証明発行手数料を預かります。本庁や中核の地域市民センターで証明書を作成して、本人宛に証明書と領収書を郵送します。その郵送料は市が負担します。お手元に証明書が届くのは数日後になります。

中核の地域市民センターまでは行けないけれど、近くの地域市民センターであれば行けるという方には継続して手続きいただける制度です。

○吉田委員

窓口に行って申請してお金を払うと後日家に送られてきます。発行するファックスの機械はいらなくなったけれど、窓口の方が取り次ぎをする業務は現状と変わらず、即日発行だったのが郵送で来るということですね。

○事務局

そうです。

○事務局

地域マネージャーの雇用主は市です。旧町域であれば地域市民センターの所長がいて、地域振興課長がいて、それぞれブランチでは19センターのセンター長が上司になります。その上司の指揮命令のもとで集落支援員が動くことになります。

雇用の契約は、市が行います。

雇用形態は、現在の地域支援補助員と同じで、平日月曜から金曜、勤務時間は8時半から5時15分です。

○神山委員

信楽学区自治振興会は3分会に分かれています。この書き方では地域マネージャーの配置は1名だと思います。ただ、地域カルテを三つつくるとなると業務量が多くなると思われるので、配慮はしていただけるのでしょうか。

○事務局

市としては、希望ヶ丘自治振興会のように分会を一本化して一つの自治振興会として、将来的な課題解決を進めていただきたいという思いもあります。

現状では分会ごとに地域の実態調査、カルテをつくって、分会の方と課題の共有を図りながら課題解決の取り組みをしていただきます。こうしたことから、センター長はもちろん、手が足りない場合には地域振興課長や所長のサポートまた必要に応じて地域コミュニティ推進課も応援体制をとりながら進めていく必要があると思っています。

○吉田委員

自治振興会の区域、形態として3種類あると思います。小学校区のところ、小学校区でないところ、分会のところ、その分類分けを聞きたいです。

○事務局

自治振興会よるまちづくりを提案したのは平成22年度で、どういうエリアで自治振興会を立ち上げるかという話し合いを進めていただくなかで、例えば、ばんたに自治振興会は、伴谷の旧村と新興住宅地が一体化して課題解決の取り組みを進めようということで、小学校区は二つになりますが一つとして立ち上げられました。岩上自治振興会は、学校はないのですが地域にあった公民館を拠点に一体的な活動もされ、区長会を組織されていたことから自治振興会を立ち上げられました。大半は小学校区ですが、信楽学区自治振興会については、地理的にも離れているということや規模の違いなどの理由で、自治振興会として活動するには分会でないといけないということから分会で立ち上げていただきました。

○中川委員長

区域は、住民自治で決めたもので、行政ではないということだけはっきりしておいた方がいい。全国をみても、小学校区とイコールのところ、公民館単位のところ、旧の連合自治会単位のところもある。それは住民が決めたのだということでもいいのではな

いですか。合併前の地区のルールと合併後のルールでばらつきが出るのはやむを得ないと思います。

近隣地域で、千数百件の地域を三つに分けられましたが、それでは仕事ができないというので、最近連合してやる傾向になりました。そういう過渡的な状態を通過しないといけないのではないかと思います。

小学校区単位にするといっても、現実に小学校区単位でやることができるところとできないところがあるので、必ずしもすっきりしてなくてもいいのではないかと。区域は住民自治で決めたので、行政が頭から線引きしたわけではないのだから。

○吉田委員

今の話だったら、一つの小学校区、二つの小学校区、小学校のないところ、分会のところの4パターンあるわけです。

○藪下委員

地域市民センター長は証明書の交付とかで行政側に位置づけられますが、地域マネージャーは自治振興会の会議へ出たり、地域カルテを作成したり、という職務の内容を考えると、ほとんどは自治振興会のなかに入って仕事をすると理解してもよろしいでしょうか。自治振興会側はそれを希望します。

○事務局

地域カルテ作成や実態調査を行うのは、集落支援員だけに委ねようとは思っていません。当然センター長も業務を分担しながら進めようとしています。

今のご意見は、集落支援員を指揮監督するのが自治振興会側にあれば、もっと進めやすくなるというご趣旨かと思いますが、今のところは市で雇用して、市が指揮命令をすることを考えています。

○澤委員

窓口業務の見直し案で、印鑑証明など即日ほしい場合、本庁へ行けば今までどおり発行されるのですね。

○事務局

本庁と、旧支所である4つの地域市民センターでは即日交付いたします。

交付まで数日かかってもよければ、今までどおり19のセンターで手続きできます。

○澤委員

地域マネージャーは4月1日から実施予定で、地域マネージャーの募集方法は地域推薦を主としているのであれば、各地域にその通達等は発送されたのですか。地域の

誰が推薦するのですか。

○事務局

地域推薦は自治振興会を主に考えています。

まだ決定ではないので、各振興会長に打診をはじめているところです。決定しましたら、各自治振興会に改めて正式な連絡をいたします。

○西村副委員長

今まで地域支援補助員を配置してきた中で、国の財政支援がある集落支援員を置くことから、職務を明確化しないと支援にならないだろうと思います。地域の課題解決に向けた活動支援といっても地域によってかなり違うので、必要なスキルも違うだろうし、地域推薦は難しいと思います。

地域の現状を分析して課題解決の支援をするにはかなりスキルがいる。アドバイザーの方が教えていくにしても、かなり素養がいるので、地域マネージャーを選ぶのに2～3カ月はかかり、4月に実施するのはしんどいのではないか。例えば夏ぐらいまでに選んだらいいというふうに変えるとか、余裕をもって選ぶようにし、いちばん肝心の人を選ぶのは慎重にしないとイケない。

○中川委員長

「地域推薦を主とし」というのは、地域に在住しているリーダーみたいな人を希望なら最優先で挙げますよというふうに私は読めるのです。地域にそんな人がいない場合は行政側がよい人材を探して、地域とお見合いさせていく、そんなプロセスがあるという行政側のイメージを示したほうが皆さんも納得されると思います。

○事務局

地域で推薦いただく場合、数年継続して雇用している地域支援補助員は、地域の実情も把握して、自治振興会の役員と情報を共有して相互理解が進んでいますので、候補として検討いただくことも考えております。必要に応じて行政側からも地域支援補助員に、継続して集落支援員をお願いします。

また今の地域支援補助員が仕事の内容も変わるから続けられない場合、地域の推薦にあたって私どもに相談があれば、例えば元市職員とか、民生委員とか、こういう方はどうかというアドバイスをしていきたいと思っています。

それでも地域推薦の人材が見つからない場合は、公募して、私どもで面接試験をして雇用する形になると思います。特に19の地域市民センターは2人体制でないとセンターの運営が難しいこともありますから、4月から2人体制で運用していきたいという思いをもっています。

○中川委員長

地域マネージャーは、報酬の額によって人材が決まってしまう。今までレベルの高い専門家がなかなか調達できなくて、行政の地域担当職員制度をあててきたけれど、フルタイムの職員だとコストが高くてもったいないので、再任用の職員やOB職員を嘱託で雇う自治体もあります。

それを国から助成のある地域マネージャー（集落支援員）に当てはめる場合に、どのくらいのレベルの人材が来てくれるのかのイメージをもう少し明確に示せるように努力してみませんか。

4月からいきなりというのは可能なのかなという気がします。行政の手持ちの再任用の職員を使うとか、行政を退任された方で地域愛に燃えている嘱託職員を使うとか、嘱託ではなくて地域マネージャーに切り替えるとか、人的資源はこのあたりにありますぐらいのことは共通認識にしておいたほうがいいと思います。

○西村副委員長

今の地域支援補助員をそのまま切り替えられるところはいいけれど、それができないところは、公募したり決めたりするのに時間が必要です。年度末で議論をする場をもつのも大変で、4月からだとしんどいと思います。自治振興会の立場では、どうやって選んで、自分たちに合うかというマッチングの世界になるので、地域マネージャーの候補として、例えば市職員で退職される方がおられるのだったら、そのほうがありがたいかもしれない。

○中川委員長

4月からスタートは困難だと思われるので、地域マネージャーに切り替えができる段階までは旧の制度でいくという猶予期間がほしい。

○吉田委員

自治振興会側からは、地域マネージャーの雇用形態が知りたい。必要最低限満たしていないといけないスキルがあると思うのです。今の地域支援補助員のスキルは、運転免許があることとパソコンができるかどうかの二点が主なので、どういう人に来てもらえるかは運に左右される。

切り替えに空白がつかれない理由は、自治振興会支援ではなく、窓口業務を取り次がないといけないからだと思います。センター長と支援職員の2名体制で、証明書の取り次ぎの窓口業務、貸し館業務、自治振興会支援もやらないといけないから、窓口にかかれないといけないという体制をとるのが難しいのだと思います。移行期間があってもスライドできればいいのですが、そこは私たちが議論するよりも事務局側で議論していただいたほうがストレートにすんなりいくのではないかと思います。

○澤委員

昼間は窓口業務で夜間は会議となると地域マネージャーの仕事はかなりハードになると思います。自治振興会の立場では、地域マネージャーがおられるのは嬉しいし、いろいろ相談をして進めたいと思っておりますが、位置づけは市役所の職員と何ら変わらない気がします。

○中川委員長

議論を整理しますと、地域支援補助員制度は廃止する。窓口業務がついているから、地域支援補助員は執行権限をもった嘱託職員である必要があったという背景があるわけですから、地域支援補助員制度をやめるには、窓口業務の見直しは断行せざるを得ないので。

○事務局

自治振興会支援をするために地域市民センターを設置し、身近でできる、コストをあまりかけないサービスをやろうということで窓口業務を始めました。窓口業務があるから嘱託職員を置いたということではありません。

○中川委員長

だけど、その職員は地域の自治振興会の支援も片一方でしていたわけでしょう。

○事務局

あくまでも主は自治振興会支援で、空いた時間で窓口業務を行うということです。

○中川委員長

私がいっているのは、オール・オア・ナッシングの話です。窓口業務そのものは団体自治の業務としてはやりませんということでしょう。一旦申請書を受けて、旧支所に持って行って郵送という方法に変えるから、そこに行政職員がいる必然性はなくなったということです。残るは住民自治のセンターであるわけです。だからここでの集落支援員の仕事はまさしく地域支援に特化するということです。行政補助員でも集落補助員でもなく、地域をマネジメントする専門職だということです。それをここで確認しませんか。片一方で行政の仕事もやります、片一方で自治振興会のお手伝いもします、という中途半端な話はやめましょう。

地域推薦というのは、今の地域支援補助員が地域のために頑張ってくれているから、その人を推薦してくれたら地域マネージャーに認めますよということです。その優先権を与えますよというように、地域推薦の意味をとったらどうですか。そういう人が見当たらないのなら、一緒になって悩みながら人を探しますよということです。

○裁下委員

各自治振興会で課題も違いますから、雇用形態は市ですけど、採用された人を自治振興会が受け入れるという形にもってこないとだめだと思います。窓口業務がありますので、それはセンター長がやって、集落支援員はしないというような区分けはうまくしてもらいたい。

○事務局（岡田理事）

私は皆さんの意見を理解したのですが、当然スキルの高い人に、地域のことだけに特化した仕事をしてもらうのが、国が目指す本来の目的だと思っています。現実問題としては、郵送による後日交付という窓口対応がありますので、1名は窓口には必ず居る状態にし、仮に1時間でも抜ける場合はそれを補填する体制を行政としてとらなければなりません。そういうことを考えると、今までと何ら変わらない状態のなかで、なおかつ地域に特化したいということで案ができています。

2名体制は確保しながら地域の応援を積極的にやってほしいという、各自治振興会の願いも含めたなかで体制づくりを考えた結果がこれなのですが、今おっしゃっている部分は内部の詰めができておりませんので、意見としてお伺いして、もう一度内部協議でその詰めをさせていただきたいと思います。

次回にもう一度今の続きをもってもらえないでしょうか。

○中川委員長

議論を整理しようと思って、逆に議論の巾が広がったかもしれません。整理したかったのは、地方自治は大きく分けて、行政・議会が担当する団体自治と住民自治があります。団体自治を担う行政職員と、自治振興会という住民自治を応援する行政からの職員の仕事を、2人の職員が両方やっていたわけです。

団体自治の業務を合理化して、従来型の旧支所単位に戻そうという話は了解できた。残ったエネルギーは住民自治のほうに更に注いでもらえると期待されるじゃないですかという話です。全部減らそうという話と違います。

その次の皆さんの関心は、地域マネージャーは具体的にどんな人がきてくれるのかということです。今の地域支援補助員が地域で人望があったら、その人を推薦してなってくれたらいいなとか、よそから引っ張ってきてお見合いさせてくれるのだろうかとか、そのあたりを明らかにしたほうが話が前へ進むのではないかと思います。

ただ、地域カルテの作成とか、いろいろな会議に出席するとか、これは今までより踏み込んできていると思うのです。地域でビジネスを起こすのはこんな方向ではないとか、いろいろな可能性を探りつつ行動計画をつくっていかないといけませんので専門性が高いような気がする。そういうことを皆さんがイメージとして共有できるように、もう少し踏み込んだ見取り図がほしいということです。

今日のところは、大筋の方向性は理解ができたということによろしいですか。

4 自治振興交付金について

○中川委員長

次は新しい項目で、「自治振興交付金のさらなる有効活用について」、ご検討いただきたいと思います。資料2、3、4、5に基づいて事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2「自治振興会等規則」

資料3「自治振興交付金の手引き」

資料4「自治振興交付金一覧」

資料5「自治振興交付金についての課題、改善点等」について説明

○中川委員長

自治振興会の役員をされている委員の方のご発言を優先してお願いします。

○吉田委員

問題点を言い出すと愚痴になるので避けたいと思いますが、私がいつも思うのは、大きい地域からこういうふうに変えてほしいとお願いすると小さい地域に影響します。反対に小さい地域の方からの意見はうちにかなり影響しますので、なかなか難しいと思っています。

また、区・自治会の問題とリンクしています。区活動交付金は、その算定根拠に区・自治会員数が含まれているので、非自治会員の多い地域は金額が少なくなります。うちの地域は非自治会員が約20%あるので、まちづくりをしていくなかでその20%は大きくて金額負担も増えます。このあたり考慮していただきたいと思っています。

先ほど自治振興会地域に4つのパターンがあるという話をしましたが、その4つ分のルールがいると思っていますが、すべてのパターンを今のルールでくくるのは不可能ではないかと思います。しかし、今のルールを変えらうちの組織自体が大きく崩れることになるので、どうすべきか判断がつかない状況です。

事業加算金については、うちの自治振興会も年度末に駆け込みで支出を行います。年度末までに災害が起きたときに備え、お金をストックする体制をとっています。それに使わなかった場合はすべて消防機材とか備蓄に割り当てますので、どうしても年度末に駆け込みとなり、このへんはなかなか難しいなと思っています。

私の希望としては、ぜひ委員会のなかに作業部会をつくって、全市的にどうよくなるかというのを見ながら議論していきたいと思っています。

○藪下委員

一つは、基礎交付金は、自治振興会ができるまでは、市から直接区長・自治会長に配られていたものです。基礎交付金は事業加算金に入れて、自由に防犯灯やゴミ集積所や消防機材の新設に使えばいいと思います。基礎交付金だけでゴミ集積所の新設事業費はまかなえないので、事業加算金からも使っています。そういうある程度の柔軟性をもたせて、やりやすいようにしたほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、区活動交付金も区・自治会との関係が大きいのです。自治振興会と区・自治会がうまく物事の考え方を変えていって一緒の形にすれば、もう少し考えやすくなるのではないかと思います。

交付金は4種類ありますが、柔軟に、事業加算金のなかに含めてしまうという形でもいいのかと思います。細かくそういうことを話し合える場を別途もったほうがいいというご意見に賛成します。

○水上委員

事業加算金は人口割で決められているのですが、中山間地の広範囲のなかでいろいろなことをやろうと思えばお金が必要になりますので、面積割とか地域割が必要だと思います。例えば荒廃地、休耕地とか、獣害で悩んでおられる住民の方に柵のひとつでも事業でできないかという意見も聞いています。そんな部分も加算金を使えるような体制をとっていただければ、分け隔てのない予算配分になろうかと思います。

地域マネージャーの話が出ていましたが、私どものような小さな自治振興会でも予算や交付金の申請など、いろいろな事務があります。それを7年間1人の事務員がやっておられます。自治振興会の事務局は毎日仕事があるわけではないし短時間の雇用ということで報酬額も限られていますので、代わりの人がなかなか見つからない。地域マネージャーに地域支援に入ってもらえるか非常に心配です。縁の下の力持ちになっていただけるような人が少なくなってきましたので、公募でも結構ですので、そういったところのサポートができるような人をと考えているところです。

○澤委員

信楽の長野・神山・江田地区だけは特殊で、従来どおりの区活動交付金をいただいています。当初の算出根拠はわかりませんが、大きな自治会になっているので、信楽学区自治振興会は長野地区、神山・江田地区、田代・畑地区と3分会にしたわけです。これを一本にまとめることを各分会長と話し合いましたが、歩み寄りができませんでした。これは交付金の問題が関係しています。

長野分会は、ひとつの区でひとつの分会を組織しています。事務員は、自治振興交付金だけでなく区の事務経費からも支出して雇用し、区と振興会業務を兼ねて行っています。そういうことですので、交付金等については私どもの自治振興会で大きな問題は起きていません。

本当に分会のままでいいのか、一つになるのがいいのかについては考えていきたい

と思います。

○中島委員

大原自治振興会です。区は今までの必要なものの維持を主に、振興会は新しい変化に対応していく仕組みづくりに、それぞれ予算を使っていきたいと思っています。防犯灯や消防機材等が基礎交付金だけでは整備できないので、事業加算金を使っています。人口減にあるこの地域の問題解決にすぐに対応したいというのが基本です。

細かいことが出てきたら区と話し合っ決めてたいと思っています。大きな問題は無いのですが、区と振興会がどのように事業と予算をうまく理解して使うかということが十分できていませんので、それを進めていきたいと思っています。

○森地委員

私は佐山学区自治振興会に理事として入っています。佐山学区は4つの区で構成されていますがそこそこ活発に活動しています。LEDも消防も予算内で完了しました。新設の場合は若干区に負担をしてもらいます。事務員を去年の夏頃から雇用しました。自治会の事業と振興会の事業が重ならないようにやっています。似たような事業を双方でももったいないし、役員に負担がかかるので、事業を増やさない方針で、佐山学区はこじんまりとうまくいっていると思います。

○西村副委員長

基礎交付金と、区活動交付金は区の活動で、事務加算金は自治振興会の事務で、事業加算金は自治振興会の活動ですが、小規模多機能自治のほうに移すのだったら、区の活動を少なくして課題解決型の自治振興会の事業加算金を増やしていくのが筋だけれど、そこはきちんと方針を出していかないといけないと思います。

各交付金の用途をチェックして、区の活動も今までのような慣習的なものは減らして、課題解決型のものにしてもらわないといけない。

事業加算金は、人口が少ないところでもやるのがたくさんあると思うので、メニュー方式で、こういう事業をしたらこのぐらいのお金が出るという委託のような手法もあると思います。そういう方法で人口差を埋めていくようなこと、それをきちっとやっているかどうかのチェックも含めて見ていく必要があると思います。

○中川委員長

皆様のご意見を総括して整理するのは今日この時間内では難しいのですが、整理しないといけない論点はいくつか思いつきました。一つは、甲賀市自治振興会等規則を見ますと、条例で認定されている自治振興会に移行するまでの過程においては、いちばん最後の別表第5（第7条関係）を使うと。これはどういうことかということ、自治振興会ができていないところについては区に対して払うということです。別表第4

(第7条関係)の区活動交付金の最後の「1,300円に……自治会の区の加入世帯数を乗じて得た額」という規定を今後整理しないといけないのではないか。

甲賀市は自治会と区はたぶんイコールですね。

○吉田委員

違います。うちの地域の場合は、自治会は認可地縁団体になっていて、区は区民という形なので、学区もしくはその対象エリアに住んでいる方全員です。

○中川委員長

それなら従来の区長は行政から委嘱辞令を出していたのですか。

○事務局

出していません。吉田委員がいわれたように、区と自治会という区分けをされている地域がありますが、市が交付金規則のなかで取り扱っている自治会と区との区別はまた別です。市が交付金規則のなかで取り扱っている自治会は、水口エリアと土山エリアにある自治会を指し、その内容は区とほぼイコールです。

○中川委員長

わかりました。整理しないといけないのは、区・自治会は任意団体であり、入りたいという人を入れないといけないし、入りたくない人を強制してもいけないということです。自治振興会は加入する・しないは関係なく、当該地区の住民は全員構成員になります。だから条例上の公共団体なのです。自治振興会が区・自治会の仕事を横取り、邪魔する必要はないのです。

だとするならば、区・自治会が頑張っていて加入率99%の地域では、自治振興会の仕事がちょっと変わる。近隣市で、区・自治会加入率が55%ぐらいしかないところで、自治振興会が自治会の役割を全部もらって、区・自治会は解散した地域もある。

区・自治会に99%加入して頑張っている地域の自治振興会では、むしろ区・自治会では無理なことをやるという話になるだろう。ところが区・自治会といっても名前ばかりのようなところは、かつて区・自治会でやっていたことを自治振興会がやらないとしょうがないわけです。そういうことをこの委員会で共通理解しないと、議論が混線する危険性があります。

近隣市の例では、自治会加入率99%のところはその加入率を武器として解散して、そのまま自治振興会に切り替えました。彼らの理解の仕方は、区・自治会費を徴収する必要がなく、交付金で経営できる区・自治会になったという感じです。ところが、それは区・自治会と違うのです。住民の税金をもらって経営するのだから、監査の対象にもなるし、公開請求されたら出さないといけない。

加入率80%ぐらいのところは、区・自治会でやる仕事と自治振興会でやる仕事と

仕分けていったのです。そういうきめの細かいすみ分けの整理がいます。

広域的かつお金の規模がやや大きい、たくさんの人が動員される、そういう村役場に近い仕事を自治振興会がやるというイメージかなということで了解されました。

なので、公民館は自治振興会が全部委託を受けて、区・自治会が使うときには区・自治会が使用料を払っています。そういう地区ごとのすみ分けの話がいます。

逆に、区・自治会が頑張っていて、細かにやっておられるところは、当該地区の住民にとってそれは非常にいい社会資本であって得しているんだ、とってあげたほうがいいと思う。それをこの規則を見て思いました。

○吉田委員

うちの地域は密集地なので、面積は狭いが人口は7,500人と多いので交付金の金額は上がりますが、運営するにあたって何かとお金がかかります。例えばキャンプは200人規模で、スタッフも仕事並みにやらないと運営できません。そんな地域もあることを知っていただきたいのです。面積割とか人口割というときには、十分ヒアリングをしていただけたらと思います。お金が減って事業だけやれといわれると回らなくなってしまいます。

○西村副委員長

そういう意味では、各自治振興会が、区・自治会がやっている仕事、自治振興会がやっている仕事を見える化しないとまったく議論ができない。今後人口減少が加速して区・自治会の運営がしんどくなるのは目に見えている。そこを視野に入れながらやる方向もあるだろう。いろいろなことを見える化しないと、お金と制度だけでは誰も判断がつかない状況です。まず基礎資料を次回までに事務局でつくっていただかないと議論できないと思います。

それと、自治会加入率はこの前見せてもらいましたが、自治振興会はどうかとか、区・自治会はどうかとか、面積に照らすとどうかとか、そういうことは分けないとしんどいのではないかと。

○中川委員長

資料5に、検討いただきたい内容が書いていますが、今日出たご意見をここに乘せていけば、ある程度解決するのではないかと思います。

①基礎交付金は、「基礎交付金にかかる事業を事業加算金に合体させる方法などについて」は、人口が圧倒的に少ないところは基礎交付金だけでは事業実施できないのですが、事業加算金という制度がある限り、基礎交付金を増やすという議論は不均等にならないか。ここは、基礎交付金の議論ではなく事業加算金の議論でやるべきではないかという気がします。

②区活動交付金は、「自治振興会と区・自治会に対し、それぞれ行政支援をしている

状態であり、自治振興会一本に集約することについて」は、甲賀市は区長・自治会長の手当があるかどうか知らないのですが、近隣市は区長会への助成金、研修費、区長手当を全廃しました。自治会長にはもともと払っていません。その合計金額を自治振興会に面積割、人口割、世帯割で再分配しました。なぜかという、区・自治会は加入している人たちが会費を払って、その会費で運営されている任意団体だからです。逆に、区・自治会から、自治振興会に寄付金が出された地域があったぐらいです。しっかり頑張っている区・自治会があればあるほど自治振興会がやる仕事は楽になるはずなのです。また、自治振興会が頑張れば頑張るほど自治会の加入率は上がっていくという方向にもっていかないといけないと思います。

③事務加算金ですが、事務局員を雇用している・していない、役員報酬を支出している・支出していない、事務加算金内でまかなっている・まかなえないなど、いろいろだと思いますが、振興会の事務職員は、地域支援補助員とは関係なく、あくまでも自前で雇うべきです。できれば専従事務局職員、それも事務局長クラスを、地域アドバイザーでない人を自前で雇い、最低でも月10万円以上払えるぐらいの経営をするのが目標ではないでしょうか。そのためにコミュニティビジネスを何か起こせないかということに早く踏み込まないといけないのではないかと。自治振興会の会長・副会長・事務局長の三者は、名誉職扱いするのではなくマネージャーとしてのお金を払うべきというのを位置づけたらどうでしょうか。体も健康、家族も元気、時間をもてあまして人が地域で活動できる時間は限られていると思います。60歳代の人に会社を辞めて5年間は地域活動をやってもらおうというルールができたらどうでしょうか。地域経営のプロになってもらわないといけないと思うので、事務局長兼会長というのは無理です。地域経営の社長ぐらいのつもりで、きちんと位置づけたほうがいい。そうしないと役員の後継者は出てこないと思います。報酬を出せる振興会と出せない振興会が出てきているわけですが、本当は出すべきだと思います。

⑤その他に「繰越金の繰越限度額等の定めはない」とありますが、交付金ですから限度額の定めがないのは当たり前です。何も仕事をせずにもらった金額をまるまる繰越したら、道義的な責任はあるけれど、法律的には責任がないと思います。

④事業加算金に「面積割も必要ではないか」とありますが、事業加算金に関してはそうだと思います。交付金規則を変えて面積割も考えられたらどうでしょうか。面積割は納得できないというのなら、過疎特別交付金とか、過疎特別割とか、マイナスの部分の逆をプラスに転換する計算式です。

それでは一旦ここで議論を閉じます。今日のお話の暫定的な結論ですが、窓口業務の見直し案については、大筋了解されたと思います。収納業務を金融機関、コンビニでの納付に移行することについても、だいたいご了解いただいたと思います。

職員体制、地域支援業務等の見直しについても、現状の地域支援補助員が地域マネージャーにシフトすることをご了解いただけたと思います。人の配置や人選の仕方についてはイメージがまだ湧いていない。できれば地域推薦で、地域住民にとってこの

人は離したくないという地域支援補助員がおられたら、その人を地域マネージャーにそのままシフトすることも考えたいと行政はおっしゃっていると思います。適任者が見当たらないところについてはご相談に応じるという形ではないでしょうか。4月施行を目処に頑張らないといけないのですが、もし施行に間に合わなかったとしても、暫定的な措置として、今の地域支援補助員を地域マネージャーと読み替えるというふうに制度的にやれたらいいのではないかと。ただ、その人が夏まで勤めて途中で入れ替わるということはあると思います。

地域マネージャーの仕事はとても大事だと思います。その一つが、地域カルテの作成です。今皆さんがやっておられる活動は大変貴重で、一つとして意味のない活動はないと思いますが、現状はどうなっているかということ客観的に地域の方々が理解することが必要です。あと5年経ったらどうなる、10年経ったらどうなるというトレンドを読むということです。トレンドのままではければ単なる見通しとか予測になります。予測のとおりであれば、時代の流れに埋没しても仕方がない。そうならないために、みんなの決意を寄せ集めて計画書に移す。それがまちづくり計画です。そういう計画をつくるのが地域マネージャーの仕事となると、社会調査論とか計画作成とかファシリテーションとか、そういう技術をもった人でないとみんなを引っ張っていくのはしんどいと思います。

いきなり地域マネージャーがそのような仕事をするのが難しいという見込みもあったので、自治振興会支援アドバイザーを委託するというのを考えているわけです。このアドバイザーは、マネージャーというのはいくつかのことを教えるプロのコンサルタントです。マネージャーを自立させていく、地域の経営も自立させていく、双方の応援をするタウンマネジメントコンサルティングという人を、予算を付けて委託します。だから自治振興会支援アドバイザーがそこに入ってつながりができると思うので、あまり悲観していません。

自治振興交付金についても、いろいろと改善の余地はあると思いますが、現在の制度で7～8割は保証されていると思います。名張市は同じ人口10万弱の都市ですが、この金額の3分の1でやっています。足りない分は役所から委託事業をとって収入を得ています。役所と取引できる、ビジネスマインドをもった地域振興会が生まれてほしいと思います。

計画のイメージをもっと知りたい場合は、西村副委員長が入られた東近江市蒲生地区まちづくり計画は全国で有名です。その計画書は、各団体や行政がそれぞれ何をするということや協働のことが書いてあって本当にわかりやすく参考になると思いますので、資料請求して見てもらったらどうですか。蒲生地区の役員さんにアドバイスしてもらってもいいと思います。決してきれいごとではなく、行政に対して批判や文句もおっしゃいますが、金がほしいとかくださいとは言われません。予算は常に不足していますが、たくさん予算があっても金潰けでつぶれてしまうこともありますから、正しい使い方が必要なのです。

議論する時間が足りなかったので、次回に再度ご意見をお聞きしたいと思います。

5 その他

○事務局

今回は2月21日(水)午前10時から開催いたします。定期委員会は3月の予定ですが、地域マネージャー(集落支援員)の配置の件で宿題をいただいていますので、定期委員会の前に一回はさみます。その次は定期の委員会という形で3月13日(火)14時から開催したいと思います。案内は後日送付しますので、ご予約をよろしくお願いいたします。

それでは閉会にあたりまして西村副委員長から終わりのあいさつをお願いします。

○西村副委員長

地域マネージャーの話は、今回はもう少し具体的になると思いますし、交付金についても地域ごとにバラバラな状況なので、そこを整理するとより具体的にわかってまいりますので、次の2月の会議は中川委員長はおられませんけれど、皆さん方と議論を深めていきたいと思います。今日はありがとうございました。